

土庄町森林整備計画書（樹立）

計画期間

自 令和 8年4月 1日

至 令和1 8年3月 3 1日

（令和8年3月 日樹立）

香 川 県

土 庄 町

目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針

- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項

 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項

 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網作業と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、香川県の東北部の瀬戸内海に浮かぶ小豆島の北西部と豊島、その他島嶼部にて構成されており、気候は、瀬戸内型気候区に属し温暖で雨が少なく、年平均気温は 15.5℃であり、また、年平均降水量は 1,130mm 程度である。

本町の総面積は 7,434ha であり、そのうち計画の対象とする森林面積は 4,715ha で、総面積の 63% を占めている。そのうち、ヒノキ、マツを主体とした人工林の面積は 683ha である。

本町の森林は、林産物の生産、国土保全、水源の涵養の他、国立公園とその周辺における観光資源としても重要である等、多面的な機能を有しており、地域の経済、住民の生活と密接に結びついている。

なお、本町の中央部には大鐸財産区、大部財産区有林があり、県下でも有数の優良な人工林が形成されている。

本町の林業については、近年、外国材の輸入等により、国内産木材価格の低迷をはじめ森林所有者の高齢化や後継者不足等の諸問題があるが、森林に対する期待は多様化しており、森林の有する公益的機能への期待が高まっているなか、これらの機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう、また、林業経営についても安定が図られるよう、適切な森林整備を行う必要がある。

※本町の面積は、令和 7 年 7 月 1 日現在。国有林面積は令和 3 年 4 月 1 日現在。その他の森林面積は、令和 8 年 3 月 31 日現在。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、町民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう、整備及び保全を進める必要がある。

森林の有する主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

森林の有する主な機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林

快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1) 森林の整備の基本的な考え方

(1) で掲げた森林の有する機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方については、次のとおりとする。

①水源涵養機能

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

②山地災害防止機能/土壌保全機能

災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進し、将来にわたり育成単層林として維持する森林では主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

2) 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

立木の伐採については、森林の多面的機能の持続的な発揮のため、森林の土地の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に配慮することを前提とし、森林資源の構成状況、将来の齢級配置、林道の整備状況、既往の伐採実績等を考慮して計画する。

また、造林については、森林の多面的機能の持続的な発揮を前提として、伐採跡地の的確な更新を図り、長伐期施業や育成複層林施業の導入、人為と天然力を組み合わせた多様な森林づくりを推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

林業を専業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多いことから、効率的な森林の施業及び経営を行うためには、森林組合等による森林の経営の受委託等により、森林の経営規模の拡大を進める必要がある。

このため、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、不在村森林所有者を含め森林所有者等への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合等の育成、施業集約化に向けた森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動を進めるものとする。

また、意欲ある森林所有者・森林組合等へ森林情報の提供及び助言を行うこと等により、森林経営の委託への転換を目指すものとする。その際、森林経営の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

さらに、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するとともに、今後、間伐等の

適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化に努めるものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢等を勘案し次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではないことに留意すること。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	35年	40年	30年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既存の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採は次のとおり行うものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

3 その他必要な事項

特になし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。)の植栽、広葉樹の導入等に努める。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次のとおりとする。

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ
-----------	-------------------

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木については、標準的な植栽本数に上層木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数(1ha 当り)
ヒノキ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
スギ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
マツ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
コナラ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
クヌギ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈法（全面的に雑草木を取り除く方法）。場所によっては、すじ刈法、坪刈法を用いる。
植付けの方法	長方形植栽又は正方形植栽。地形によっては正三角形植栽。
植栽の時期	早春成長を始める直前を適期とするが、気候等によっては、秋季成長の終わった頃に行う。

コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林によるものは、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新すること。ただし、択伐による伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、「香川県天然更新完了基準」により、森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ、クヌギ、コナラ、ウバメガシ
ぼう芽更新可能樹種	クヌギ、コナラ、ウバメガシ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を、次のとおり定める。

期待成立本数	10,000 本/ha
--------	-------------

天然更新を行う際には、稚樹高が概ね 50cm 以上かつ隣接する競合植物の高さ以上であり、期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態（「立木度」が3以上の状態）をもって更新完了とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等は次のとおりとする。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の

発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行うものとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により更新樹種の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	優勢なものを1株に概ね3～4本残し、残りをかきとる。

ウ その他天然更新の方法

「香川県天然更新完了基準」に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新すること。更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は、人工造林等を行い、確実な更新を図ることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹木が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のアにおける期待成立本数とする。

- 5 その他必要な事項
特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法
		初回	2回	3回	4回	
ヒノキ	植栽本数 2,000～4,000本 柱材・一般建築材	20～40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				選木の方法：枯損木, 病虫害木, 被圧木などの順に, 幹の形質に重点をおいて行う。 間伐率：間伐本数率は, おおむね, 10～30%とする。 ただし, 林分密度によって適宜変動する。 高齢級の森林については立木の成長力に留意して定めることとする。 ヒノキ、スギにおける標準伐期齢未満の平均的な間伐間隔：10年
	植栽本数 2,000～4,000本 一般建築材・大径材	20～60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				
スギ	植栽本数 2,000～4,000本 柱材・一般建築材	20～40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				ヒノキ、スギにおける標準伐期齢以上の平均的な間伐間隔：20年 なお、材積率については材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で定めることとする
	植栽本数 2,000～4,000本 一般建築材・大径材	20～60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				
マツ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。				
クヌギ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。				

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施年齢(齢級)回数								備考
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
下刈り	ヒノキ スギ	■	■							回数：毎年 1～2 回程度 (植栽後の生育状況等を踏まえ、実施回数や実施期間を判断する。)
	マツ クヌギ	■								
つる切	ヒノキ スギ マツ クヌギ		■							回数：通常 2 回程度
除伐	ヒノキ スギ			■	■					
	マツ クヌギ		■	■						
枝打	ヒノキ スギ マツ クヌギ			■	■	■				回数：通常 4～5 回(生産目標によっては、伐採前の数年間行う場合もある。)
肥培	ヒノキ スギ マツ クヌギ	■								(必要に応じて、せき悪林地に、植栽後 2～3 回施肥を行う。)

3 その他必要な事項

特になし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源
地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、
水源涵養機能の評価区分が高い森林など「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林
施業を推進すべき森林」を別表第1により定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡
大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。また、当該森林
の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	45年	50年	40年	20年	25年

森林の区域については、別表第2により定める。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化 機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林 以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な
環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべ
き森林を別表第1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安
林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等
施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能の評価区分が高い
森林等

具体的には、地形および傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は
山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩
の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層
線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで
凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫
地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、
防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風

害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林等

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、自然公園、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林等

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、アの①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については、「複層林施業を推進すべき森林」として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりと定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	70年	80年	60年	20年	30年

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林を「特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林」とし、これを推進する。

それぞれの森林の区域については別表第2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表第1により定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町は所有規模が小さな森林が多く、人工林も分散していることから、効率的な森林の施業及び経営を行うため、森林の経営の受委託等により、森林の経営規模の拡大を進めるものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を進めるため、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、不在村森林所有者を含め森林所有者等への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合等の育成、施業集約化に向けた森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動を進めるものとする。

また、意欲ある森林所有者・森林組合等へ森林情報の提供及び助言を行うこと等により、森林経営の委託への転換を目指すものとする。その際、森林経営の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等、森林の経営の委託を行う場合には、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権限と、施業の実施に伴い伐採する立木についての処分権限が付与されるように委託契約を締結すること。また、森林の保護の実施についても委託するとともに、森林施業の実施等に必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権限についても付与すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

効率的な森林の施業及び経営の円滑化を図り、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を実施するため、森林経営管理制度の活用を推進するものとする。

森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進するものとする。

また、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、土庄町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力の林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については土庄町が自ら経営管理を実施するものとする。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が土庄町森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法と整合を図るものとする。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

町有林、大部、大鐸財産区有林を中心とした協議会の設立に努める。また、森林組合及び町を中心とした啓発活動の促進を通じて森林施業の共同化を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合等による啓発・普及活動を通じて、森林施業を協同して行うための森林所有者間の合意形成に努め、不在森林所有者の森林の整備が十分出来ていないので、森林組合との施業の受委託の推進を図り、森林施業の共同化に参加するよう働きかける。

森林施業共同化の促進に資するため、町、森林組合、県小豆総合事務所等、地域に密着した機関による森林所有者に対し指導活動を強化する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

(2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じて、労務の分担または相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

(3) 共同施業実施者の一が（1）又は（2）により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ、又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないように、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じて次表の路網密度の水準を目安に林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを構築するものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	30~40	70~210	110 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	23~34	52~165	85 以上
	架線系 作業システム	23~34	2~41	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	16~26	35~124	60 (50) 以上
	架線系 作業システム	16~26	0~24	20 (15) 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	—	5 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材をつり上げて集積するシステム。スイングヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内ワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域は次表のとおりとする。

林班	対図番号
30, 65, 66, 67	1

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道については林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）及び香川県林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

別表第3のとおり。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から香川県森林作業道作設指針に基づいて開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び香川県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

森林施業実施の中核的役割を果たす森林組合を育成強化するため、自主的な取組みを支援し、組織・経営基盤の健全化を図り、体質の強化に努める。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

① 林業労働者の育成

上記の実現のために以下の方策を実施する。

- ア 作業の通年化、雇用の長期化、安定化を図る。
- イ 安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保。
- ウ 林業技術の向上のための林業従事者に対する技術研修等の実施。
- エ 技術職員として任用できるような技術、技能を持った人材の育成、確保。

② 林業後継者等の育成

林業後継者となるべき若者が林業への関心を持ち続け、林業に就労しうる環境を整備するとともに、その育成に努める。

③ 林業事業体の体質強化方策

森林組合等林業事業体育成については、組織・経営基盤の強化等を図るとともに、関係行政機関、関係団体、林業普及指導員等と連携を密にして、森林所有者への森林施業に関する啓発を行い、安定的な事業量の確保に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

生産性の向上及び労働力の軽減を図るため、林業機械の導入を積極的に進めるとともに、従来機械システムの利用面での高度化を図るものとし、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等の体制を整備する。

また、機械作業に必要な作業路等の施設の整備を図る。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状 (参 考)			将 来		
伐 倒 造 材 集 材	公有林	伐倒 チェーンソー	造材 チェーンソー	集材 小型林内作業	伐倒 チェーンソー	造材 チェーンソー	集材 大型林内作業
	私有林	伐倒 チェーンソー	造材 チェーンソー	集材 人 力	伐倒 チェーンソー	造材 チェーンソー	集材 小型林内作業
造 林	地拵え、下刈	刈 払 機			刈 払 機		
保育等	枝打ち	自動枝打機・人力			自動枝打機・人力		

(3) 林業機械化の促進方策

各種林業機械講習会において、作業班員が防振チェーンソー等使用の体験発表を行うこ

とにより林業機械の導入を積極的に推進する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 木材流通の合理化

町全域を単位として計画的な木材生産を推進し、森林所有者の合意形成を図り、協同出材等により出材量の拡大を図ることとする。また、素材生産業者、森林組合が一体となって流通の合理化に努める。

(2) 木材加工の合理化

本町における製材工場数は3工場であり、その工場での加工対象材の大半は本町以外の材である。今後、本町の人工林は主伐期に入ってくるため、安定的な地元材の供給が可能となり、木材産業の育成から島内材の一部を製材していくことが望ましいと考える。したがって、当該工場において島内材の加工、利用促進を推進する。

(3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

木材の生産・流通システムの確立を図るため、地域材の産地化形成の推進などについて、地域の関係者の合意形成に努める。

(4) 林産物の生産・流通・加工

現在、本町では、かがわ木材加工センターへの出材を行うことで県産ヒノキ材の利用促進を図っており、また徳島県の本町市場への出材も行っている。

町及び森林組合は、現行の生産・流通を強化するために材価等の情報を積極的に収集し、森林所有者に対しその情報の伝達に努め、経営の指導を行う。

間伐材等小径木については、県内製材所において積極的に利用されており、今後も市場の要求にあった間伐材の生産に努める。

また、本町では、生産量は少ないもののシイタケの生産を行っているが、今後は高齢化等によりさらに減少するものと考えられる。今後、若手生産者を育成するため、関係機関とも連携を図り、研修会等を実施し、生産指導に努める。

施設の 種類	現 状 (参 考)			計 画			備考
	位 置	規 模 (m ³)	対図 番号	位 置	規 模 (m ³)	対図 番号	
製材工場	淵崎字西浜上	15,000	△	淵崎字西浜上	15,000	△	
〃	淵崎字川向	1,700	△	淵崎字川向	1,700	△	
〃	大部字田井	150	△	大部字田井	150	△	

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

別表4のとおり

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進することとする。その際、ニホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては土庄町鳥獣被害防止計画や農業被害対策等と連携・調整することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するために、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う森林所有者等からの情報収集等を行うこととする。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。また、土庄町において、土庄町鳥獣被害防止計画等を実施することとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松枯れ、ナラ枯れ等をはじめとする森林病虫害等による被害を未然に防止するため、早期発見、早期駆除等に努める。森林病虫害等の駆除及び予防の方針は次のとおりとする。

- ① 被害木の早期発見と迅速、機動的な駆除の実施とともに、被圧木等の感染源除去及び予防などを地域の実態に応じきめ細かく行っていくこと。
- ② 防除対策の単位となる地域ごとに、総合的、専門的支援の充実とこれを担う体制の整備に努めること。
- ③ 松くい虫被害対策については、松林が山地災害防止をはじめ、水源涵養、保健休養、景観保全などの公益的機能を有していることから、森林病虫害等防除法による基本方針に基づき、地域にとって重要な「保全する必要のある森林」を特定し、国や県の関係機関等との連携のもと、周辺森林とあわせて対策を講じる。

1) 保全森林（保全する必要のある森林）

松くい虫被害から保全する必要があることから、薬剤散布などによる予防措置と併せて被害木駆除の徹底に努める。また、実施にあたっては、非有機リン系薬剤を使うなど環境に配慮する。保全森林の区域は29林班、36小班及びそこに隣接する一帯の松林とする。

2) 周辺森林

保全森林へ松くい虫被害が移らないように被害木駆除の徹底に努めるとともに、関係機関等との連携により、松林の樹種転換など森林整備の推進に努める。周辺森林の区域は29林班、36小班及びそこに隣接する一帯の松林とする。

- ④ ナラ枯れ対策については、まん延を防止し、森林の持つ多面的機能を確保するため、「香川県ナラ枯れ防除対策方針」に基づき、関係機関等と連携し、地域の被害状況等に応じた、効率的、効果的な防除対策を講じる。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の情報収集に努め、それを踏まえた被害防止対策を実施することとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災対策として、町民に対する各種の普及啓発活動により防火意識の高揚を図るとともに、林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視等を適時適切に実施するとともに、防火線等の整備を推進することとする。

- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
該当なし。

- 5 その他必要な事項
特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

特になし。

2 生活環境の整備に関する事項

特になし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

現在、町内に整備されている高見山生活環境保全林を保健・文化・教育活動の場として、有効利用するとともに適切な維持管理に努める。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

町内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、学校教育、生涯学習等の行事の中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの参加を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

7 その他必要な事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとする。

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を踏まえ、地域の生物多様性保全に配慮した森林施業を推進する。